

第2回秋田県高病原性鳥インフルエンザ危機管理対策本部会議

日時 令和3年11月12日（金）

9時45分～

場所 秋田県災害対策本部室

次 第

- 1 開 会
- 2 患畜の確定について
- 3 防疫措置の状況と今後の対応について
- 4 関係部局から
- 5 知事指示
- 6 閉 会

患畜の確定について

- 今般の高病原性鳥インフルエンザの「疑似患畜」について、動物衛生研究部門*が実施した遺伝子解析の結果、11月11日に高病原性と判断される配列が確認されました。これを受け、農林水産省は、当該家禽を高病原性鳥インフルエンザの「患畜」と判定しました。

※動物衛生研究部門：国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門（国内唯一の動物衛生に関する研究機関）

- また、当該鳥インフルエンザは、H5N8型であることが確認されました。

経緯

(1) 通報

- ・11月9日（火）8時40分、当該農場の管理獣医師から死亡鶏が増加した旨、南部家畜保健衛生所に連絡あり。

(2) 簡易検査

- ・同日10時、南部家畜保健衛生所職員が農場に立ち入り、飼養鶏13羽の高病原性鳥インフルエンザ簡易検査を実施したところ、12時10分に12羽の陽性を確認。
- ・精密検査のため、サンプルを中央家畜保健衛生所に搬送。

(3) 搬出制限

- ・当該農場の半径10km以内の養鶏場に搬出制限を依頼。

(4) 県内養鶏農場の状況確認

- ・県内の全ての養鶏農場の鶏死亡状況を確認するとともに注意喚起を実施（異常事例の報告なし）。

(5) プレスリリース

- ・同日16時20分、高病原性鳥インフルエンザの疑い例についてプレスリリース。

(6) PCR検査

- ・中央家畜保健衛生所でPCR検査を実施したところ、11月10日（水）陽性を確認、家畜防疫指針に基づき農林水産省により疑似患畜と確定。
- ・11月10日（水）に動物衛生研究部門に検体を持ち込み。

防疫措置の状況と今後の対応について

1 防疫措置

(1) 殺処分

- ・開始日時：11月10日（水） 7時35分～
- ・実施体制：4交代制（県職員）
- ・協力：11月10日（水）に自衛隊に災害派遣を要請（11月11日に撤収要請）
- ・処理羽数：141,914羽（進捗率 99.3%） ※9時現在
- ・動員数： 771名（県職員）

(2) 埋却処分

- ・開始日時：11月11日（木）12:20～
- ・埋却場所：横手市内
- ・処理率：約4割（殺処分羽数に対する処理率）

2 消毒ポイントの設置

- ・設置数：7カ所
- ・設置期間：11月10日から移動制限区域が解除されるまで
- ・対象：畜産関係車両、防疫作業関係車両
- ・作業員：平鹿・雄勝地域振興局建設部等

3 制限区域の設定

- ・発生農場を中心とした半径3km以内の区域について、家きん等の移動を禁止する区域（移動制限区域）を設定した。
- ・発生農場を中心とした半径3kmから10km以内の区域について、家きん等の当該区域からの搬出を禁止する区域（搬出制限区域）を設定した。

区 域	農場数
移動制限区域（3km以内）	該当農場なし
搬出制限区域（3～10km以内）	5業者6農場

- ・移動制限区域は、次の要件のいずれにも該当する場合に解除する。
 - ア 移動制限区域内の発生農場の防疫措置完了後10日が経過した後に実施する清浄性確認検査により陰性であること
 - イ 移動制限区域内の発生農場の防疫措置完了後21日が経過していること
- ・搬出制限区域は、発生農場の防疫措置完了後10日が経過した後、清浄性確認検査を実施し、陰性であることを確認した上で解除する。

4 情報提供

(1) 養鶏関係団体への情報提供と注意喚起

- ・ 県養鶏協会やJ A比内地鶏部会に対し、防疫措置状況等を説明するとともに、比内地鶏生産者に向けてチラシを配布。

(2) 注意喚起

- ・ 県民、生産者、市町村、関係団体等への情報提供や注意喚起を随時実施する。
- ・ ホームページに発生情報や防疫措置状況等を随時掲載する。

(3) 風評被害の防止

- ・ 感染した鶏肉が市場に出回ることはないこと、鶏肉を食べることにより鳥インフルエンザが人に感染することは世界的にも報告されていないことを周知する。

(4) マスコミへの協力要請

- ・ 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、慎むよう依頼済み。特にヘリコプターやドローンを使用するの取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むよう要請する。

5 今後の対応

(1) 防疫措置

- ・ 本日中に殺処分を完了し、堆肥や排せつ物、飼料等の処分・埋却に移行予定

(2) 防疫レベルの強化

- ・ 県内の全養鶏場に消石灰を配布予定（11／中～12／上）



作業に向けた準備



殺処分の状況



埋却坑への搬入



埋却の状況

高病原性鳥インフルエンザの影響を受ける中小企業者への対応について

産業労働部

○令和3年11月10日付けで、以下の金融機関等に関連事業者への資金繰り支援の円滑化を要請。

<要請先>

- ・(株) 秋田銀行
- ・(株) 北都銀行
- ・秋田信用金庫
- ・羽後信用金庫
- ・秋田県信用組合
- ・秋田県信用保証協会

○令和3年11月10日付けで地元商工団体等に相談窓口の設置を要請。

○令和3年11月11日に以下の団体等に相談窓口を設置。

<相談窓口設置>

- ・横手商工会議所
- ・よこて市商工会
- ・秋田県商工会連合会（県南拠点）
- ・秋田県中小企業団体中央会（県南支所）
- ・秋田県信用保証協会（横手湯沢支所）